

平成 21 年 3 月 31 日  
国土交通省土企発〇〇号  
国土交通省〇〇〇〇〇号  
国土交通省〇〇〇〇〇号

各審査補助機関の長 殿

土地・水資源局長 押 田 彰

都市・地域整備局長 加 藤 利 男

住 宅 局 長 和 泉 洋 人

優良建築物の建築事業に関する国土交通大臣の証明に係る審査補助事務等の廃止について

優良建築物の建築事業に関する国土交通大臣の証明、公共施設整備に関する国土交通大臣の証明、民間宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除に関する特定宅地造成事業等の認定及び地価税 5 分の 1 特例制度に関する証明に係る証明申請書の受付事務、国土交通大臣の審査を補助する事務及び証明書の交付事務等並びに確定優良住宅地等予定地のための譲渡に関する認定申請書の受付事務、認定のための審査事務及び認定書の交付事務等（以下これらの事務を「審査補助事務等」という。）の一部又は全部について、「優良建築物の建築事業に関する建設大臣の証明に係る審査補助事務等について」（平成 6 年 7 月 26 日建設省経企発第 16 号建設経済局長通達）等に基づき、貴団体にご協力頂いているところですが、これらの事務については、今般、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）に基づく指定法人（国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人をいう。以下本通知において同じ。）に対する国の関与の見直しの一環として、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与等に係る見直しについて」（平成 20 年 3 月 31 日行政改革推進本部決定）において、平成 20 年度中に「廃止することを前提に検討し、所要の措置を講じる」こととする是正措置案が行政改革推進本部において決定されたところです。

この決定を踏まえ、指定法人における審査補助事務等は平成 21 年 3 月 31 日をもって廃止

し、国土交通大臣の証明等に係る事務については全て国土交通省において行うこととし、租税特別措置法施行規則第13条の3第8項第1号イ(3)、同項第2号ロ(3)、第21の19第9項第1号イ(3)及び同項第2号ロ(3)の改正(平成21年財務省令第○号)並びに指定法人を定める告示の廃止及び改正(平成21年国土交通省告示第○号・第○号)とともに、審査補助事務等に係る下記の通達を廃止致します。

貴団体におかれましては、平成21年4月1日以降の事務の変更に十分留意頂くとともに、加盟法人等に対して本通知の周知徹底を図るようお願い致します。

なお、廃止する審査補助事務等に係る平成21年4月1日以降の国土交通大臣の証明等に関する審査基準等については追って連絡致します。平成21年4月1日からそれまでの間にあった申請については、国土交通省において、廃止する通達に掲げる審査基準等に従って審査を行うことと致します。また、平成21年4月1日時点において、現に貴団体において審査中のものについては、これまでと同様に取り扱い頂くようお願い致します。

## 記

- ・ 「優良建築物の建築事業に関する建設大臣の証明に係る審査補助事務等について」(平成6年7月26日建設省経企発第16号建設経済局長通達)
- ・ 「公共施設整備に関する建設大臣の証明に係る審査補助事務等について」(平成6年7月26日建設省経企発第17号建設経済局長通達)
- ・ 「民間宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除に関する特定宅地造成事業等の認定に係る審査補助事務等について」(平成6年9月30日建設省経企発第27号・建設省都区発第61号・建設省住民発第49号建設経済局長・都市局長・住宅局長通達)
- ・ 「確定優良住宅地等予定地のための譲渡に関する認定事務等について」(平成7年3月17日建設省経企発第5号・建設省都区発第23号・建設省住民発第15号建設経済局長・都市局長・住宅局長通達)
- ・ 「地価税5分の1特例制度に係る審査補助事務等について」(平成9年6月13日建設省経企発第97号・建設省都区発第44号・建設省住民発第17号建設経済局長・都市局長・住宅局長通達)